

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	1頁
○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例	福利・給与課	3頁

お 知 ら せ

令和6年12月20日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 県立の中学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員、事務職員その他の職員</p> <p>2 (略)</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する規定)</p> <p>第十二条の三 前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条第二項第十二号、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する規定)</p> <p>第十二条の三 前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年</p>

関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。
（特殊勤務手当）

第十七条（略）

2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 夜間定時制等手当 夜間に授業を行う高等学校又は中学校において、夜間に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員に対して支給する手当をいう。

六 十一（略）

十二 夜間中学教育業務手当 夜間に授業を行う中学校に勤務する職員が、本務として夜間に授業を行う学級に係る業務に従事した場合に支給する手当をいう。

3（略）

附 則

1 21（略）

22 附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び別表第五第十一号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

23・24（略）

別表第四の二 等級別基準職務表（第9条関係）

イ 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校及び特別支援学校の養護助教諭、講師、寄宿舎指導員又は実習助手の職務
2級	高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、教諭兼寄宿舎指導員又は教諭兼実習助手の職務
特2級	高等学校及び特別支援学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校及び特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校及び特別支援学校の校長の職務

ロ 中学校・小学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校、中学校及び義務教育学校の養護助教諭又は講師の職務
2級	小学校、中学校及び義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

三重県条例第六十六号）の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。
（特殊勤務手当）

第十七条（略）

2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 夜間定時制等手当 夜間に授業を行う高等学校において、夜間に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員に対して支給する手当をいう。

六 十一（略）

3（略）

附 則

1 21（略）

22 附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

23・24（略）

別表第四の二 等級別基準職務表（第9条関係）

イ 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	県立学校の養護助教諭、講師、寄宿舎指導員又は実習助手の職務
2級	県立学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、教諭兼寄宿舎指導員又は教諭兼実習助手の職務
特2級	県立学校の主幹教諭の職務
3級	県立学校の教頭の職務
4級	県立学校の校長の職務

ロ 中学校・小学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	市町立学校（市町立学校の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の養護助教諭又は講師の職務
2級	市町立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

特2級	小学校、中学校及び義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	小学校、中学校及び義務教育学校の教頭の職務
4級	小学校、中学校及び義務教育学校の校長の職務

ハ (略)

二 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
(略)	(略)
5級	1 県立学校の事務長又は市町立学校(市町立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下この表において同じ。)の総括主幹の職務 2 (略)
(略)	(略)

別表第五(第十七条関係)

特殊勤務手当支給限度額表

区分	手当の限度額
一～十一 (略)	(略)
十二 夜間中学教育業務手当	一月につき 給料月額 の百分の十

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年十二月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十二号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校、特別支援学校及び中学校並びに市町(一部事務組合を含む。)立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ)、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校及び特別支援学校並びに市町(一部事務組合を含む。)立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)第一条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ)、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。</p>

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。